

令和8年度

介護保険料の算定に関する重要なお知らせ

介護保険料は本人の収入状況と世帯の住民税課税状況に応じて所得段階を判定します。

令和7年度税制改正の影響により、令和8年度介護保険料に限り、一部例年と異なる算定方法となります。
介護保険の安定した事業運営のため、ご理解いただきますようお願いします。

令和7年度税制改正の内容

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。

これにより、収入に変化がなくても所得金額が下がったり令和7年度に住民税が課税だった人が令和8年度は非課税となったりする場合があります。

令和8年度介護保険料の算定方法

介護保険事業は、3年ごとに収支を見込んで事業計画を策定し運営しています。

令和8年度は第9期事業計画（令和6～8年度）の最終年度となりますが、税制改正の影響を受けることで計画期間中に想定外に保険料が減収することとなります。事業の安定化を図るため、令和8年度介護保険料に限り特別な算定方法が適用されます。

①合計所得金額の判定

給与収入が55万1千円以上190万円未満の方については、税制改正前の給与所得控除額で算出します。



【例】前年中の給与所得：100万円
その他の所得：無

②住民税課税・非課税の判定

税制改正前の給与所得控除額を用いて算出された合計所得金額で住民税の課税・非課税の判定を行います。

令和7年度

住民税：課税

保険料段階：第6段階

介護保険料：62,700円

令和8年度

住民税：非課税

保険料段階：第6段階

介護保険料：62,700円

③上記①②に基づき、介護保険料の算定を行います。

【例】のように収入に変化がない場合、令和7年度の住民税が課税だった人が令和8年度は非課税となっても、介護保険料の段階に変更はなく、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同額になります。

※給与収入が190万円以上の方は給与所得控除額に改正がないため、①～③は適用されず、例年どおりに算定を行います。

また、給与収入が55万円1千円未満の方は、所得金額が発生しないため影響はありません。



特例減免について

令和7年度住民税が非課税であり、令和8年度も非課税となる範囲内で就労調整（給与収入の増額）を行った結果、令和8年度住民税は非課税かつ令和8年度介護保険料算定上の住民税は課税と判定された場合については、住民税を非課税として判定する保険料段階まで減免を行います。（対象者は市で抽出するため、申請は不要です。）

お問い合わせ先

宗像市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係（宗像市役所北館1階 N4 窓口）

☎0940-36-4877